

## 常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏(埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、活力あるまちづくりと地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (対象者要件)

第2条 支援金の交付対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件を満たす者とする。

(1) 移住に関し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 移住元に関し次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

(ア) 本市へ住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 本市へ住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうち条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号), 山村振興法(昭和40年法律第64号), 離島振興法(昭和28年法律第72号), 半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)に規定する指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

イ 移住先に関し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 本市に令和元年6月1日以降に転入したこと。

(イ) 支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。

(ウ) 支援金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思があること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たしているこ

と。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は在留資格（永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者又は特別永住者をいう。）を有する外国人であること。

(ウ) その他茨城県又は本市が支援金の交付対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就職に関し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者，取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し，申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ エの求人への応募日が，マッチングサイトにイの求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 支援金の申請日から5年以上，当該法人に継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

(3) 支援金申請日前1年以内に茨城県がわくわく茨城生活実現事業，茨城就職チャレンジ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年5月29日付計推第40号茨城県政策企画部計画推進課長通知）に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前項の要件を満たしている者のうち，世帯での申請をする場合は次の全ての要件を満たしているものとする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において，同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において，同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも，令和元年6月1日以降に転

入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第3条 支援金の金額は、世帯での申請の場合にあつては100万円、単身での申請の場合にあつては60万円とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を当該年度の2月末日（閉庁日にあたる場合は、その前の最も近い開庁日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書(様式第1号)

(2) 就業証明書(様式第2号)

(3) 本人確認書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

第6条 前条第1項の決定通知を受けた申請者は、交付決定の日から3か月以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 茨城県及び本市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されていることを確認するために必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現

事業に関する報告等を支援金の交付を受けた者及びその者が勤務する企業に対し求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、茨城県と本市が協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請したもので当該交付申請に係る交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。